

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状は、国・都道府県・市町村そして国民が一丸となって取組が進められた結果、人口当たり感染者数や死亡者数は、他の先進国と比較して少なく抑え込むことができている一方、同感染症による日本経済への影響は甚大であり、その長期化も懸念されている。

国は、国民の生命と健康を守るため、爆発的な感染拡大を防ぎつつ、社会経済活動との両立を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、医療・雇用・経済等にわたるあらゆる対策を講じている。

このような中、我々都市自治体は、今後の感染拡大に備えた医療提供体制等の強化や「新しい生活様式」の普及・実践に向けた感染拡大防止に資する対応等に万全を期するとともに、子どもたちの健やかな学びの保障や地域経済の力強い再生などの様々な課題に対し、地域住民に寄り添った支援策を講じながら、全力で取り組んでいるところである。

については、国は、都市自治体が地域の実情に応じた更なる取組を行うことを可能にするべく、下記事項について適切かつ弾力的な支援措置を講じること。

## 記

### 1. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供のあり方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

### 2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今後の経済状況や感染状況に応じて、予備費の活用を含め、更なる増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

また、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、都市自治体が感染拡大の防止や経済・雇用情勢に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など、都市自治体が必要とする財源について積極的に措置すること。

### 3. 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

- (1) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策を通じて得られた経験等を踏まえ、新興感染症対策も見据えた十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材の確保について、国・都道府県が連携した広域的な支援体制を構築すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関において、必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の増員等に要する経費や風評被害等による減収が発生しているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。
- (3) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (4) 一般医療機関における感染拡大を防止し、地域医療を守るため、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する「発熱外来センター」等を広域行政区域単位等の圏域ごとに配置する制度の創設を図るとともに、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じること。
- (5) 今後増加が見込まれるPCR検査の需要に対応するため、PCR検査体制を充実強化するとともに、抗原検査等の簡易検査キットの開発・普及促進を図ることにより、身近な地域で短時間に着実に受けられるよう、広域的な検査体制の構築等に努めること。

また、検査の結果、入院を要さない軽度の患者を受け入れる療養施設等の整備を支援すること。

- (6) 治療薬、ワクチン等の早期開発及び供給に全力で取り組み、社会的不安の解消に努めるとともに、ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民や都市自治体に対して十分かつ適切に説明すること。

また、ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。

- (7) 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの国民がインフルエンザ予防接種を受けることが重要であることから、国の責任において、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対して、迅速に需要数を確保できるよう、安定供給対策を講じること。
- (8) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

#### 4. 感染防止対策に必要な支援について

- (1) マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体への供給に配慮すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

- (2) 大雨や台風などの自然災害に備え、避難所等での感染症対策を促進するため、必要な資機材の確保等について財政措置を講じること。

#### 5. 地域経済対策について

- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

- 1) 更なる資金繰り支援の強化と迅速な実施

中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、政府系金融機関等による特別貸付の融資枠の拡大、無利子期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

- 2) 財政支援の強化

中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の事業継続を強力的に推進するため、持続化給付金については、複数回給付や給付期間の延長など、十分な支援を行うこと。

また、家賃支援給付金については、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うとともに、手続きの簡素化や支給の迅速化を図ること。

- 3) サプライチェーンを守るための企業の地方への立地促進

建設業や製造業等において、輸入部品や資材等の調達に滞り生産体制に

深刻な影響が生じていることから、国内調達が可能となるよう日本での代替生産などを行う企業等に対する支援制度を拡充するとともに、積極的に地方都市への誘導を図ること。

#### 4) 都市自治体が独自に実施した対策に係る財政措置

新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

#### (2) 農林漁業者等への支援の拡充

外食やインバウンド需要の大幅な低下により、国産農林水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。また、地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

#### (3) 地域公共交通機関への支援

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

#### (4) 公共事業による景気の下支え

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

#### (5) 消費喚起対策の実施

売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。

## 6. 雇用の維持について

#### (1) 雇用調整助成金について、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。

#### (2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及びオンライン企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して協力を要請すること。

また、国による相談支援体制の強化、地方自治体と連携した雇用対策の実施など、雇用環境の改善へ向けた支援策を講じること。

#### (3) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じる

こと。

- (4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、相談支援体制の強化及び手続きの簡素化並びに支給の迅速化を図ること。

#### 7. 「新しい生活様式」に対応した小・中学校の学びについて

公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、GIGAスクール構想により学校のICT化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。

以上決議する。

令和2年11月12日

全 国 市 長 会